

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項・意見	回答
001	実施方針	4	第2	2		表3		入札説明書等に関する質問回答が2月下旬、入札参加申込書、資格審査資料の提出が3月上旬となっており、質問回答の内容によっては、入札参加申込書の提出に支障をきたす恐れがあります。早期に質問したものは随時回答頂けるように要望致します。	質問には随時回答する予定です。
002	実施方針	4	第2	2		表3		技術提案書作成要領に関する質問回答が3月下旬、技術提案書の提出が4月上旬となっており、質問回答の内容によっては、技術提案書の提出に支障をきたす恐れがあります。早期に質問したものは随時回答頂けるように要望致します。	質問には随時回答する予定です。
003	実施方針	6	第2		(12)			技術提案書を提出した入札参加者に対して、入札書の提出を求めるとのことですが、設計建設業務、点検整備業務に係る金額の提示時期は入札書の提出時であり、技術提案書の提出時は不要との理解で宜しいでしょうか。	技術提案書の提出時に見積書を提出して頂く予定です。詳細については入札公告時に示します。
004	実施方針	7	第2	4	(1)	ウ		SPCの設立が求められておりますが、本事業の資金調達は大阪府様にて実施されるものであり、民間事業者が資金調達を行う事業ではないものと理解しています。このような背景により、SPCの設立は、設立費用、運営諸経費等、入札価格が高まる方向になります。入札価格の低減の視点でも、SPCの設立は任意として頂けますよう、お願いいたします。	実施方針のとおりとします。
005	実施方針	7	第2	4	(1)	キ		「入札参加資格確認基準日以降、事業契約締結までの間、やむを得ない事情が生じた場合、（中略）、代表企業以外の企業については、資格・能力等の面で支障がないと発注者が判断した場合には、追加および変更を認めることがある」と記載がありますが、変更の際に何らかのペナルティは発生しないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
006	実施方針	7	第2	4	(1)	ケ		SPCからの発注は、構成企業のみとの契約制限を求められていることより、大阪府様との契約は、SPCではなく、構成企業（JV等）の締結に見直しをお願いします。	実施方針のとおりとします。
007	実施方針	8	第2	4	(3)			配置技術者について、一部の技術者はSPCに籍を置くことになっておりますが、SPCから発注される事業の技術者も兼ねることが可能となっております。実態はSPCから発注される点検整備や建設工事が主体となります。この様な観点より、大阪府様との契約はSPCとの契約ではなく、単独企業または複数企業（JV等）との契約が適切だと思われま。	実施方針のとおりとします。
008	実施方針	11	第2	7	(3)			事業者選定評価委員は公表される見込みでしょうか。透明性の観点でも公表して頂けますよう、お願いいたします。	事業者選定評価委員については、大阪府下水道室のホームページで公表済みです。
009	実施方針	15	第7	3				SPCの倒産隔離対策に関わる取り決めとありますが、具体的にはどのような取り決めを想定されているか、ご教示願います。	詳細については入札公告時に示します。
010	実施方針別紙	18					業務範囲区分表—保全管理業務	各種補修業務は別途契約とありますが、点検整備における部品交換等との違いをご教示願います。	消耗品の交換・点検整備に伴う計画的な部品交換は点検整備業務の範囲とします。点検整備を実施しているにもかかわらず発生した故障・破損に対して実施する部品交換は補修業務とします。点検整備の不備等、受注者の責により発生した補修業務は、本事業の対象となります。その他の理由により、必要となる設備の補修業務は別途契約となります。
011	実施方針別紙	19					リスク分担表—環境問題リスク	環境問題リスクにおいて、地盤沈下等、地下埋設物は開示情報より判断出来ない場合は、発注者リスクにてお願いいたします。	要求水準書（案）P.19の「2.2 事前調査」に記載のとおりとします。
012	実施方針別紙	19					リスク分担表—法令変更リスク	「上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法令の変更・新設に関する」リスクが受注者側負担となっておりますが、受注者では当リスクを予見できないため、発注者側負担として頂きたいです。	実施方針のとおりとします。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
013	実施方針別紙	20 22						リスク分担表— 物価変動リスク	物価変動について、本事業はデザインビルド方式であり、設計期間を経て工事着手となります。入札日を起点として、物価変動は考慮して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	物価変動に伴う契約金額改定には対応を予定しております。詳細については入札公告時に示します。
014	実施方針別紙	20 22						リスク分担表— 物価変動リスク	※1の「変動が一定の基準に達した場合」の「一定の基準」について具体的にご提示下さい。	詳細については入札公告時に示します。
015	実施方針別紙	20 21 22						リスク分担表— 不可抗力リスク	※2の「一定の割合までは」の「一定の割合」について具体的にご提示下さい。	詳細については入札公告時に示します。
016	実施方針別紙	21						リスク分担表— 施設に係る補修 工事リスク	施設に係る補修工事リスクについて、別紙1業務分担表では、補修業務は別途発注となっておりますが、ここで言う補修工事の定義をご教示願います。	管理番号010を参照願います。
017	実施方針別紙	21						リスク分担表— 施設に係る補修 工事リスク	施設に係る補修工事リスクについて、国土交通省下水道部発行「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」の記述を参考とし、責任分担については「一定額まで一方（受託者）が負担し、当該一定額を超えた部分については発注者（委託者）が負担とする」の検討をお願いします。	実施方針のとおりとします。
018	要求水準書 (案)	2	I	2	3	2.5.1	(3)	汚泥貯留施設に 係る設計建設業 務	「トラックスケールが支障となる場合は、発注者が指定する箇所へ移設を行う。」とありますが、移設に伴う工事ボリュームが非常に多い事と、移設作業後の製品の保証が難しい事等から、移設が必要な場合は本事業の対象外としていただけるようお願いいたします。	要求水準書（案）のとおりとします。
019	要求水準書 (案)	27	II	2	2	2.4.2	(2)	特記事項1) 機 器の製作	機器の仕様をメーカー仕様とする場合「事前に発注者と協議の上、確認を得るものとする」との記載がありますが、「事前」とは、どの段階となりますでしょうか？	事前とは設計段階のことです。
020	要求水準書 (案)	46	II	4	4	4.1.2		自家発設備	既設発電機設備より本事業の機器に供給可能な電源容量をご提示ください。	既設発電設備計算資料から受注者にて確認をお願いします。参考図書の閲覧及び借用については入札公告時に示します。
021	要求水準書 (案)	46	II	4	4	4.1.3		制御電源及び計 装電源設備	既設無停電電源装置より本事業の機器に供給可能な電源容量をご提示ください。	既設容量計算資料から受注者にて確認をお願いします。参考図書の閲覧及び借用については入札公告時に示します。
022	要求水準書 (案)	56	III	2	2.3.1	(1)		点検整備業務の 業務実施計画書	業務実施計画書は10年間9か月分を提出することになるとは思いますが、各年度の見直しは、年間点検整備業務実施計画書にて提出することで良いでしょうか。	年間業務実施計画書の提出に合わせ、業務実施計画書の変更をお願いします。
023	その他								入札公告等の公表について、予定価格の公表をお願いいたします。	予定価格の公表は事後公表とします。
024	その他								入札公告等の公表資料において、大阪府様との齟齬を無くす上でも、基本設計図書を開示していただくよう、お願いいたします。	基本設計図書のうち、開示可能な資料については閲覧及び借用を予定しております。詳細については入札公告時に示します。
025	実施方針	2	第1	5	(3)			事業期間・スケ ジュール（予 定）	令和9年7月1日～令和20年3月31日：点検整備業務期間とありますが、焼却炉施設、脱水施設、汚泥貯留施設の3施設が同一時期に点検整備業務期間が始まり、先行して点検整備を行う施設はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
026	実施方針	3	第1	7	(2)			点検整備業務に 係る対価	物価変動による改定の記載がありませんが、設計建設業務に係る対価と同様に、点検整備業務に係る対価についても物価変動により改定いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	実施方針別紙P.20の「物価変動リスク」を参照願います。詳細については入札公告時に示します。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
027	実施方針	3	第1	7	(2)			点検整備業務に係る対価	「発注者と受注者で合意した各年度固定費を支払う」とあります。これは、点検整備業務の業務実施計画書で定めた内容・頻度等と、実際に実施した点検整備の内容・頻度等が異なった場合でも、受注者が入札時に提示した金額に基づき、各年度固定額をお支払いいただけたとの理解で宜しいでしょうか。（受注者の企業努力等により、点検整備の内容・頻度等を削減できた場合は受注者のインセンティブとし、逆に、受注者の責により、内容・頻度等が増加した場合は、受注者のリスクと考えます。）	ご理解のとおりです。点検整備業務の業務実施計画書で定めた内容・頻度等に変更が生じた場合は、業務実施計画書の変更をお願いします。
028	実施方針	3	第1	7	(2)			点検整備業務に係る対価	「発注者と受注者で合意した各年度固定費を支払う」とありますが、対象となる業務には保全管理業務やユーティリティ等の調達管理業務が含まれており、これら業務は労務単価や物価の変動により費用も変動するため、公共工事設計労務単価や国内企業物価指数等に基づき各年度固定費を改定いただけたとの理解で宜しいでしょうか。	管理番号026を参照願います。
029	実施方針	4	第2	2				選定の手順及びスケジュール	表3 受注者の募集・選定の手順及びスケジュールにて、令和4年（2022年）1月中旬に入札公告等の公表とありますが、入札公告等の公表は令和5年（2023年）の1月中旬と読み替えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
030	実施方針	7	第2	4	(1)	カ		入札参加者の構成	「代表企業については、構成企業内で議決権比率が唯一最大とならなければならない」とありますが、代表企業が最大比率（唯一）であれば構成員の議決権比率は構成企業内で任意に設定できるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
031	実施方針	8	第2	4	(3)	1)		事業総括責任者	事業総括責任者は本事業期間中の変更が可能との理解で宜しいでしょうか。（例：設計建設業務期間と点検整備業務期間で事業総括責任者を変更することができる）	事業総括責任者の変更が必要となった場合については、発注者の承諾を得たうえでその変更を可とする予定です。詳細については入札公告時に示します。
032	実施方針	10	第2	6	(2)			履行実績等	「本業務の機械設備工事を実施するものが施工した焼却炉（中略）の点検整備業務」とありますが、点検整備業務とは、「要求水準書（案）9頁4.4用語の定義」に定める点検整備の内容を実施した履行実績との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
033	実施方針	15	第9	2				議会の議決	「令和5年2月の大阪府議会定例会にて債務負担行為の設定に関する議案を提出する予定である」とありますが、入札公告等の公表は令和4年（2022年）1月中旬（令和5年（2023年）1月中旬と読み替えます）とあり、入札公告等の公表後に債務負担行為の設定を行うスケジュールとなっております。入札公告等では入札の上限価格は公表されないのでしょうか。入札の透明性を担保するためにも、上限価格を公表いただきたく存じます。	入札公告時に提案限度額（提案に基づき予定価格を作成するにあたっての予算の上限額）を公表する予定です。
034	実施方針別紙2	20						リスク分担表（案）(2)	物価変動リスクにて、設計建設期間中及び点検整備業務期間中の物価変動に関するリスク負担者が受注者となっており、変動が一定の基準に達した場合は双方協議を行い、負担額の調整を行うとあります。変動が一定の基準に達した場合は発注者も負担することから、リスクは発注者・受注者双方で負うことが適当と考えますので、分担表の修正をお願い致します。	リスク分担表は実施方針のとおりとします。詳細については入札公告時に示します。
035	実施方針別紙5	27	3	(1)				契約金額の減額措置	受注者の責によりケース1またはケース2の事由に至ったことが特定された場合に、減額等の措置がなされるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
036	要求水準書（案）	2	I	2	3	2.5.2		点検整備業務	点検整備業務期間に仮設現場事務所を設置する場合、土地借用については無償借用との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
037	要求水準書（案）	2	I	2	3	2.5.2		点検整備業務	焼却設備点検整備業務のダイオキシン類作業環境測定については、発注者側にて実施していただけたとの理解で宜しいでしょうか。事業者側で実施する場合、測定環境、測定方法についてご教示願います。	受注者にて測定とします。測定方法は、平成13年基発第401号の2のとおりです。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
038	要求水準書(案)	3	I	2	3	2.5.2	(1)	保全管理業務	「本事業で設置した機械・電気設備について、劣化部品・消耗部品の取替えを含む定期的な点検整備を行い、適正かつ安全な運転状態を維持できるようにする」とありますが、特殊治具・特殊品を必要としない調整・交換作業は、本事業の範囲外との理解でよろしいでしょうか。本事業の範囲外と考える作業例) 油脂類の補給、パッキン類の交換、Vベルトの張り調整・交換、ベルトコンベアのキャリア・リターンローラの調整・交換、圧力計・電流計等の交換、各種計測器類の校正、各種ボルト等の増し締めなど	日常の点検で行う必要のある調整や校正、フィルター交換や注油等は本事業の範囲外としますが、特殊治具・特殊品を必要とする調整・交換作業や、年点検程度の頻度で交換や調整が必要なものはすべて本事業の範囲とします。
039	要求水準書(案)	3	I	2	3	2.5.2	(2)	ユーティリティ等の調達管理業務	保全管理業務に必要な交換部品や消耗品等については、調達後、貴センター内に保管させていただき理解で宜しいでしょうか。また、保管場所については無償借用という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
040	要求水準書(案)	5	I	3	3	(1)		点検整備業務総括責任者	点検整備業務は10年9か月と長期であることから、点検整備業務総括責任者は貴府への報告のうえ、途中での変更も認めていただけるとの理解で宜しいでしょうか。	点検整備業務総括責任者の変更が必要となった場合については、発注者の承諾を得たうえでその変更を可とする予定です。
041	要求水準書(案)	12	II	1	2			汚泥処理設備運用計画	「以下の運用計画の範囲を逸脱する設備稼働に起因して点検整備費が増大した場合の費用負担については、別途協議する。」とありますが、運用計画の範囲を逸脱した場合の費用精算方法については入札公告時に示されるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおり、別途協議とします。
042	要求水準書(案)	12	II	1	2			汚泥処理設備運用計画	焼却炉施設及び脱水施設の年間稼働率は85%とあり、これを年間稼働日数にすると約310日になります。他方、55頁、III点検整備業務に関する事項、1.業務内容では、「施設停止期間は、年間60日を上限」とあり、上段の年間稼働日数と比較すると5日間の差異が生じています。受注者が点検整備業務に伴う停止期間を60日と提案した場合、年間稼働率85%を達成できなくとも、実施方針別紙5 (1) 契約金額の減額措置 (27頁) のケース1には該当しないとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
043	要求水準書(案)	12	II	1	2			汚泥処理設備運用計画	焼却炉施設及び脱水施設の年間稼働率は85%とあり、これを年間稼働日数にすると約310日になります。他方、55頁、III点検整備業務に関する事項、1.業務内容では、「施設停止期間は、年間60日を上限」とあり、上段の年間稼働日数と比較すると5日間の差異が生じています。ここで言う年間稼働率(85%)は、設備設計および点検整備計画の策定に用いる数値であり、施設停止期間(年間60日を上限)とは切り離して考えることができるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
044	要求水準書(案)	55	III	1				業務内容	「2号焼却炉施設の点検整備業務に伴う施設停止期間は、年間60日を上限とすること」との記載がありますが、突発的に生じた故障等により、臨時的な作業を行うための停止も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、発注者側の都合による停止(停電作業や運用の都合上による号機切り替えによる停止、補修(受注者の責によらないもの)等)については含まない理解で宜しいでしょうか。	第1文、第2文ともにご理解のとおりです。
045	要求水準書(案)	55	III	1				業務内容	「2号焼却炉施設の点検整備業務に伴う施設停止期間は、年間60日を上限とすること」との記載がありますが、「停止期間」とは点検整備業務に係る作業可能期間であり、焼却炉施設の内部点検等を実施するための冷却期間や点検整備後の立ち上げ期間は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	点検整備を実施するための冷却期間や立ち上げ期間のすべての作業期間を含みます。
046	要求水準書(案)	55	III	1				業務内容	「突発的に生じた設備等の故障、(中略)発注者の求めに応じて、対象設備の臨時的な点検整備の作業を実施すること。」とありますが、故障等の原因が受注者の帰責事由に依らない場合、臨時的な点検整備に係る費用について別途協議いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
047	要求水準書(案)	55	Ⅲ	1				業務内容	「管路の破損や閉塞」とありますが、脱水施設から焼却炉施設への圧送配管等が該当するとの理解で宜しいでしょうか。	受注者が設計建設した配管及びその影響範囲全てが対象となります。
048	要求水準書(案)	55	Ⅲ	2	2	2.1.1		機械設備点検整備業務	「業務期間中に不具合の発見及び連絡を受けた場合は、速やかに原因の調査を行い・・・」とあります。受注者は現場に点検整備期間以外は常駐しないため、不具合の原因や帰責者の特定に時間を要することが想定されます。従って、日報・月報（帳票データや処理状況、機器別の運転時間が記載されたもの）や日常点検等の結果などの資料を適宜開示いただけるとの理解で宜しいでしょうか。また、不具合の原因や帰責者の特定が困難な場合、その費用負担、対応方法等について協議いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	第1文、第2文ともにご理解のとおりです。
049	要求水準書(案)	55	Ⅲ	2	2	2.1.2		電気設備点検整備業務	「電気設備の点検にあたっては保安規定に準じて行う」とありますが、保安規定は貴府策定のものとの理解で宜しいでしょうか。また、入札金額の積算のため、入札公告等の公表時に保安規定も公表いただきたくお願い致します。	保安規定は府で作成しております。閲覧及び借用については入札公告時に示します。
050	要求水準書(案)	55	Ⅲ	2	2	2.1.2		電気設備点検整備業務	この項目で示されている電気設備点検業務については、脱水施設および汚泥貯留施設の電気設備は別途工事（本事業の対象外）となるため、汚泥焼却施設のみ該当するとの理解でよろしいでしょうか。「①連絡受付」「②初期対応」「③復旧作業」も汚泥焼却施設のみ該当するとの認識です。	ご理解のとおりです。
051	要求水準書(案)	55	Ⅲ	2	2	2.1.2	①	連絡受付	「障害発生に対する連絡受付は、平日、休日を問わず24時間受け付けるものとする」とありますが、当該項目は、2.1.2電気設備点検整備業務に付随する項目であり、2.1.1機械設備点検整備業務は対象外との理解で宜しいでしょうか。（「②初期対応」「③復旧作業」も同様の認識です。）	ご理解のとおりです。
052	要求水準書(案)	55	Ⅲ	2	2	2.1.2	①	連絡受付	「障害」とありますが、「突発的に生じた設備等の故障」と同義との理解で宜しいでしょうか。	「2.1.2. 電気設備点検整備業務」に記載の「障害」とは、「突発的に生じた設備等の故障、不良など設備の機能維持や保全の面から早急に対応が必要な事象」のことです。
053	要求水準書(案)	56	Ⅲ	2	2	2.1.2	③	復旧作業	予備品とありますが、受注者が調達するユーティリティ等とは別に、焼却炉施設における電気設備の部品等を貴府にて用意されるものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
054	要求水準書(案)	56	Ⅲ	2	2	2.1.2	③	復旧作業	3項目「障害発生品は修理後、発注者に納入すること」とありますが、障害発生品とはどのようなものか具体的にご教示下さい。リレーなどの消耗部品は、修理をした上で貴府に納めるのは困難と思われるので、同様のものを購入し、納めることも可能にさせていただきたくお願いいたします。	第1文は「障害発生品」は既設の故障部品を示します。第2文は検討します。
055	要求水準書(案)	56	Ⅲ	2	2	2.1.2	③	復旧作業	4項目「受注者が調達した部品等を使用して復旧した場合、障害発生品を修理した上で、受注者が調達した部品等と交換し、復旧すること。」とありますが、ここで言う「部品」と「障害発生品」とは具体的にどのような物かご教示願います。	「部品」は復旧用の代替品を示します。「障害発生品」は既設の故障部品を示します。
056	要求水準書(案)	56	Ⅲ	2	2	2.1.2	③	復旧作業	4項目「受注者が調達した部品等を使用して復旧した場合、障害発生品を修理した上で、受注者が調達した部品等と交換し、復旧すること。」とありますが、受注者が調達した新品の部品で仮復旧した後、故障・不具合が生じた部品等を修理し、再度、修理した部品等に交換するとの意味合いでしょうか。その場合、以下3点の懸念が生じますので、「障害発生品を修理した上で、受注者が調達した部品等と交換し」の部分を再考いただきたくお願いいたします。・部品の交換作業の頻度が二倍になり、業務量・費用の増加・障害発生品の修理に要する業務量・費用の増加・復旧に使用した部品は中古品になるため、他の補修に流用しにくくなるとともに、保管場所の確保が困難	第1文はご理解のとおりです。第2文は検討します。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項・意見	回答
057	要求水準書(案)	56	Ⅲ	2	2	2.1.2	③ 復旧作業	5項目「障害発生品の修理が不可能な場合は、受注者が調達した部品等により復旧するもの」とありますが、障害発生品の修理が不可能な部品等を、貴府が予備品として保管している場合はそれを使用することができ、新品を貴府に納めることも可能との理解で宜しいでしょうか。また、「障害発生品の修理が不可能な場合」とは、部品等の生産中止やメーカー等の在庫不足により、修理が不可能な場合も該当し、その場合は代替品での復旧も認めていただけたとの理解で宜しいでしょうか。	第1文、第2文ともにご理解のとおりです。
058	要求水準書(案)	57	Ⅲ	2	2	2.3.2	事務業務	④発注者が行う予算管理事務への協力とは具体的にどのような業務でしょうか。	発注者が別途発注する補修工事や物品購入等の予算管理業務への協力になります。
059	要求水準書(案)	57	Ⅲ	2	2	2.3.3	廃棄物管理業務	廃棄物等の処分は貴府にて行う（本事業の対象外）との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
060	要求水準書(案)	57	Ⅲ	2	2		(1) 引継ぎ業務	業務期間終了前に、引継ぎ方法や作成書類について、貴府と受注者による協議の機会を設けていただけたとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
061	要求水準書(案)	57	Ⅲ	2	2		(2) 業務期間終了時の施設の状態	「関係法令等を遵守した点検、補修・・・」とありますが、要求水準書別紙1の事業範囲区分表では、補修は本事業の対象外となっております。別紙1※7に記載の通り、補修は受注者の責により発生した場合のみを対象との理解で宜しいでしょうか。	管理番号010を参照願います。
062	要求水準書(案)	57	Ⅲ	2	2		(2) 業務期間終了時の施設の状態	「～AMBにより算出された健全度により判断することとし～」との記載がありますが、契約期間終了時の健全度算出は、公平を期すため、貴府および受注者以外の第三者（日本下水道事業団等）によって行われるとの理解でよろしいでしょうか。また、健全度の結果について、貴府と受注者の双方が合意した上で必要な措置を講じる必要があるため、健全度の評価に用いた点検記録や診断結果などの詳細情報は、受注者にも開示いただけたとの理解で宜しいでしょうか。	第1文は、本府の点検結果に基づき、日本下水道事業団の開発したシステムにより算出されます。第2文はご理解のとおりです。
063	要求水準書(案)	57	Ⅲ	2	2		(2) 業務期間終了時の施設の状態	応募者によって設備機器の構成が異なる本事業においては、「主機」は受注者によって設定できるとの理解でよろしいでしょうか。	受注後に発注者と協議の上、設定するものとします。
064	要求水準書(案)	58	Ⅲ	2	2		(2) 業務期間終了時の施設の状態	「※一般的な経年劣化のみでそれを超えた劣化や部品故障等については補修がなされた状態」とあります。AMBでは、経過時間による健全度低下の要因が大きく、設備機器の機能に劣化等が認められない場合でも健全度3.5以下になることが想定され、また、経過時間による健全度は、設置からの経過年数で自動的に低下していくため、補修等では回復することができません。従って、健全度は経過時間の要素を除外して評価いただくようお願いいたします。	「一般的な経年劣化のみでそれを超えた劣化や部品故障等については補修がなされた状態」とは経過時間による健全度低下のみであり、設備機器の機能に劣化等が認められない場合を指すため、経過時間の要素は除外しません。
065	要求水準書(案)	58	Ⅲ	2	2		(2) 業務期間終了時の施設の状態	2) 「本来あるべき健全度から著しく健全度が低いと発注者が判断した設備については、発注者は受注者に改善措置を求めることができるとし、（中略）改善措置を実施しなければならない」とあります。受注者は改善措置を求められた場合、改善措置の要否や改善方法・内容について、発注者と協議できるとの理解で宜しいでしょうか。また、受注者の責ではなく、運転管理による過失等により、本来あるべき健全度から著しく低い状態になった場合は、改善措置に係る費用等について協議いただけたとの理解で宜しいでしょうか。	第1文、第2文ともにご理解のとおりです。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
066	要求水準書(案)	58	Ⅲ	2	2			業務期間終了時の施設の状態	3)「～業務期間終了時に確保すべき健全度を達成するための点検整備・補修計画書を作成したうえで、発注者及び受注者双方協議を行い、点検整備・補修内容等について決定するものとする。なお、受注者は、令和19年12月末までにこの決定事項を完了しなければならない」とありますが、別紙1にて受注者の責により発生した補修以外の機械設備補修業務は本事業の対象外（別途発注）となるため、対象外の補修の完了については令和19年12月末ではなく、別途協議のうえ、決定できるとの理解で宜しいでしょうか。また、受注者の責により発生した補修については令和19年12月末に完了しなければならないとの理解で宜しいでしょうか。	第1文、第2文ともにご理解のとおりです。
067	要求水準書(案)	58	Ⅲ	2	2	(2)		業務期間終了時の施設の状態	「※一般的な経年劣化のみでそれを越えた劣化や部品故障等については補修がなされた状態」とありますが、別紙1より補修は本事業の対象外と理解しております。貴府の判断にて補修を行わず、業務期間終了時に健全度3.5以上を確保できない場合は、実施方針別紙5 (1) 契約金額の減額措置 (27頁) のケース2には該当しないとの認識で宜しいでしょうか。	受注者の責による補修は事業対象であり、ケース2に該当します。それ以外の責による補修については、ご理解のとおりです。
068	要求水準書(案)	59	Ⅲ	4	4	(2)		書類による確認	1) 要求性能確認計画書及び同報告書にて、提出時期に「その他発注者が指定する時期」とありますが、具体的にどの様な時期を想定されているのかご教示願います。	履行状況について発注者が確認を必要とする時期を想定しています。
069	要求水準書別紙1	63						事業範囲区分表	点検整備業務における保全管理業務のうち、No.14機械設備点検整備及びNo.15電気設備点検整備（焼却炉施設）は、本事業の対象となっておりますが、受注者は点検整備期間以外は現場に常駐しないことから、特殊治具・特殊品を必要としない調整・交換作業は本事業の対象外であると考えます。事業範囲をより明確にさせていただくため、入札公告時に詳細かつ具体的な業務区分表をお示しいただきたくお願いいたします。	管理番号038を参照願います。
070	要求水準書別紙1	63						事業範囲区分表 ユーティリティ等の調達管理業務	No. 23機器類の定期交換部品（Vベルト等）は本事業の対象となっておりますが、特殊治具・特殊品を必要としないVベルトの交換作業や張り調整、部品購入については本事業に含まず、別途発注の運転管理業務にて実施して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	管理番号038を参照願います。
071	要求水準書別紙1	63						事業範囲区分表 ユーティリティ等の調達管理業務	No. 23機器類の定期交換部品（Vベルト等）は本事業の対象となっておりますが、定期的グランドパッキンについては、本事業の対象とし、日常点検での増し締め作業等は本事業に含まず、別途発注の運転管理業務にて実施して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	管理番号038を参照願います。
072	要求水準書別紙1	63						事業範囲区分表 ユーティリティ等の調達管理業務	No. 23機器類の定期交換部品（Vベルト等）は本事業の対象となっておりますが、特殊治具・特殊品を必要としないベルトコンベヤのキャリアローラ、リターンローラの交換、部品購入については、本事業に含まず、別途発注の運転管理業務にて実施して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	管理番号038を参照願います。
073	要求水準書別紙1	63						事業範囲区分表 ユーティリティ等の調達管理業務	No. 23機器類の定期交換部品（Vベルト等）は本事業の対象となっておりますが、排ガス分析計に使用する校正ガスの交換、フィルタ交換、pH計校正については本事業に含まず、別途発注の運転管理業務にて実施して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	管理番号038を参照願います。
074	要求水準書別紙1	63						事業範囲区分表 ユーティリティ等の調達管理業務	No. 24潤滑油類（交換用のオイル・グリース等）は本事業の対象となっておりますが、特殊治具・特殊品を必要としないオイル補給、グリス給脂については本事業に含まず、別途発注の運転管理業務にて実施して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。また、その際のオイル、グリス等の購入についても別途発注の運転管理業務にて実施して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	管理番号038を参照願います。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
075	要求水準書別紙1	63						事業範囲区分表ユーティリティ等の調達管理業務	No. 26消耗品類（珪砂等）は本事業の対象となっておりますが、日常点検で確認する計器類等（熱電対、圧力計、レギュレータ、流量計、ストレーナフィルタ）について特殊治具・特殊品を必要としない場合は、別途発注の運転管理業務にて部品購入、交換を実施していただけるとの理解で宜しいでしょうか。	管理番号038を参照願います。
076	要求水準書別紙1	63						事業範囲区分表保全管理業務	No. 19機械設備補修業務、No. 20電気設備補修業務については本事業の対象外となっておりますが、点検整備と補修の明確な区別が困難であり、事業者によって考え方に違いが出る可能性があるため、下記についてご確認させてください。・点検整備によって発見された設備の不具合等により修繕が必要と判断された場合は「補修」との理解でよろしいでしょうか。	管理番号010を参照願います。
077	要求水準書別紙1	63						事業範囲区分表保全管理業務	No. 19機械設備補修業務、No. 20電気設備補修業務については本事業の対象外となっておりますが、点検整備と補修の明確な区別が困難であり、事業者によって考え方に違い出る可能性があるため、下記についてご確認させてください。・突発的に発生した不具合や計画外の修繕については「補修」との理解でよろしいでしょうか。	管理番号010を参照願います。
078	実施方針	12	第2	8	(1)			基本協定の締結	「なお、SPCの設立に係る確約等についても基本協定の内容に含めるものとする。」とありますが、公告時にSPC設立に係る確約等の書式または、事例等をお示しいただけますでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
079	実施方針	15	第7	3		(1)		SPCの倒産隔離対策に関わる発注者との協議	「SPCの倒産隔離対策に関わる取り決めを交わす予定である。」とありますが、SPCの倒産隔離対策とは、どのような取り決めをお考えでしょうか。またその書式があればご提示願います。	管理番号009を参照願います。
080	要求水準書(案)	9	I	4	4			用語の定義	用語の定義として、「劣化、点検整備、日常巡視、日常点検、定期点検、臨時点検、定期自主点検、補修、更新」が記載されています。一方で、実施方針の別紙1（P18）の業務範囲区分表で●対象、○対象外（別途発注）が記されており、※5で「点検整備業務で必要となる各点検（法定点検、定期点検、臨時点検、定期自主点検）、部品交換、潤滑油類の交換、その他の消耗品類の取替、工場整備、据付・運転調整を含む。」とあります。用語の定義で記載している項目のうち、「維持管理（点検整備業務）」における受注者の対象範囲は、「点検整備、日常点検、定期点検、臨時点検、定期自主点検」となり、「劣化、日常巡視、補修、更新」は対象範囲外と認識します。この理解でよろしいでしょうか。また、下記具体事例はいずれも「点検整備」に該当し、「維持管理（点検整備業務）の範囲内」との理解でよろしいでしょうか。「具体的事例」 ・流動ノズルの交換 ・ガスエアヒーターの煙管の部分交換、 ・ガスエアヒーターの定期的な部位の交換、 ・炉内耐火物の部分的な打ち替え、 ・過給機の分解整備 ・バグフィルタのろ布交換	用語の定義の項目は、本業務対象範囲を区分するものではありません。質問事項に記載の「具体的事例」については、全て点検整備業務の対象範囲とします。
081	要求水準書(案)	9	I	4	4			用語の定義	用語の定義として、表I-1に記載の「更新」について、ご教示願います。表I-1で「更新」とは「建築物、工作物等の償却資産が古くなり、使用に耐えられなくなったものを廃棄し、代わりに新しいものを設置すること。本事業では、資本的支出に係る更新を改築とする。」とあり、「更新」は本事業の「維持管理（点検整備業務）の範囲外」と認識しますが、この理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
082	要求水準書(案)	10	II	1	1			立地条件	今回の事業用地における現況測量図をご提示願います。また敷地及び全体配置図のCADデータをご提示願います。	参考図書の閲覧及び借用については入札公告時に示します。
083	要求水準書(案)	12	II	1	1	(2)		脱水ケーキ（焼却炉施設設計条件）	発熱量の数値は高位発熱量基準でしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
084	要求水準書(案)	19	II	2	2			事前調査	実施方針P20リスク分担表(案)で用地リスクを提示頂いておりますが、業務用地の土壌汚染、埋蔵物等に関する「事前調査ならびに申請業務」が必要となった場合、その所掌は発注者又は受注者のどちらに該当するでしょうか。ご教示願います。	業務用地の土壌汚染及び埋蔵物等に係る手続きの所掌は発注者、調査の所掌については受注者とします。
085	要求水準書(案)	27(40)	II	2	2	2.4.2	1)	機器の製作	機械・電気に関する事項の(2)特記事項 1) 機器の製作で「・機器の形式、材質及び塗装等は、メーカー仕様でも可とするが、その場合は、維持管理性や耐久性及び使用実績等について、事前に発注者と協議の上、確認を得るものとする。」また、要求水準書(案)P40, 3. 機械設備に関する要求水準 3.1焼却炉施設 11) 焼却炉設備架台(ア)構造等① 十分な強度、耐震性を備えた堅牢な構造とする。② 設備の運転管理及び点検整備に必要な動線及び作業スペースを考慮すること」とありますが、焼却炉設備架台で使用する鋼構造物については、維持管理性や耐久性及び使用実績、強度、耐震性を備えた堅牢な構造であれば、受注者の任意仕様でも可と解釈しますが間違いありませんでしょうか。ご教示願います。	設計段階で発注者と協議の上、確認を得るものとします。
086	要求水準書(案)	33	II	2	3	5)		再利用水に関する条件	脱水機棟処理水槽 最大350m ³ /日(汚泥貯留施設使用量を含む)。乾燥機棟処理水槽 最大 3,600m ³ /日。となっています。この記載数量の誤記確認です。上記数値が誤記の場合、以下の数値を正とすることでよろしいでしょうか。ご教示願います。脱水機棟処理水槽 最大 3,600m ³ /日(汚泥貯留施設使用量を含む)。乾燥機棟 処理水槽 最大350m ³ /日。	要求水準書(案)のとおりです。
087	要求水準書(案)	36	II	2	3	11)		監視制御設備に関する条件	「2号焼却炉施設は、既設電気設備と必要な通信を行い、単独の監視制御設備等を設置し、脱水機棟2階中央監視 操作室にて 汚泥処理施設の集中監視操作を行う。ただし、既設電気設備との通信方法は直送によるものとし、伝送による通信は行わない。」とあり、2号焼却施設の監視制御設備は、単独の監視制御設備を設置し、かつ脱水機棟2階中央監視操作室にて集中監視操作を行うと読み取れます。合理的で効率的な運用を考慮し、2号焼却炉施設の監視操作は、脱水機棟2階中央監視操作室にて行い、単独の監視制御設備の設置場所は、任意に計画できるとの理解でよろしいでしょうか。	単独の監視制御設備等の設置場所は受注後に発注者と協議するものとします。
088	要求水準書(案)	36	II	2	3	2.7.2		建築に関する条件	「脱水施設の更新による荷重条件の変更や新設開口等による既存建築躯体への影響を確認すること。常時にかかる荷重に対して建築基準法に基づき許容応力度計算により安全性を確認し、必要に応じて補強設計及び補強工事を実施すること。」とありますが、脱水施設に関する構造検討を行なうに当たり、既存図面(意匠図、構造図、設備図、プラント図)及び構造計算書をご提示願います。	参考図書の閲覧及び借用については入札公告時に示します。
089	要求水準書(案)	39	II	3	3	7)		7) 焼却灰貯留、搬出設備	搬出用車両(10t車)の参考図をご提示願います。	入札公告時に示します。
090	要求水準書(案)	39	II	3	3	8)		8) 脱臭設備	「既設1号焼却炉停止時の臭気ガス(脱臭風量:19m ³ /分)を合わせて処理可能な容量とする」とありますが、2号炉停止時の1号炉の受け入れ可能な臭気風量も同程度と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
091	要求水準書(案)	42	II	3	3	6)		6) 外部汚泥受入貯留設備	搬入車両(10t車)の参考図をご提示願います。	入札公告時に示します。
092	要求水準書(案)	45	II	3	3	5)		5) 外部搬出用設備	外部搬出用車両(10t車)の参考図をご提示願います。	入札公告時に示します。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項・意見	回答
093	要求水準書(案)	46	II	4	4	4.1.1	受変電設備	「本設備は2号焼却炉施設に必要な電力を、負荷設備等へ配電を行うものである。中央水みらいセンター焼却炉棟1階電気室の既設動力配電盤より、焼却炉棟2階電気室に新設する設備へ焼却炉1階電気室の既設配電盤より、焼却炉棟2階電気室に新設する設備へ低圧配電を行う。」とありますが、新設する受配電設備が焼却炉棟2階電気室に配置困難な場合は、別途受注者側で設定する場所に設置してもよろしいでしょうか。	受注後に発注者と協議するものとします。
094	要求水準書(案)	46	II	4	4	4.1.2	自家発電設備	既設自家発の容量をご教示願います。	3,500kVA及び3,125kVAの計6,625kVAです。
095	要求水準書(案)	47	II	4	4	4.1.1	現場操作盤	鋼板製盤に比較して対候性及びIPの高いアルミダイカスト製もしくはSUS製コントロールボックス使用は可能でしょうか。また使用可能な場合、メーカ標準品のため塗装仕様としては表II-14によるものではなくメーカ標準とすることは可能でしょうか。ご教示願います。	要求水準書(案)P.27に記載のとおりです。
096	要求水準書(案)	48	II	4	4		脱水・汚泥貯留槽	「また、監視制御設備の検討にあたり、機器の健全度が2以上の場合は機能増設にて設計すること。」とありますが、本項が条件となりますと、既設電気メーカーのみが対応可能となり、業者選定に著しく制限がかかり、入札参加が出来なくなります。ついては、既設電気設備については設計協力に留めていただきたい。	要求水準書(案)P.48に記載のとおりです。既設電気メーカーとの調整や、機能増設機器仕様書は発注者で作成を行います。
097	要求水準書(案)	48	II	4	4		脱水・汚泥貯留槽	「脱水施設電気設備及び汚泥貯留施設電気設備は、既設電気設備と通信等を行うよう設計すること」とありますが、汚泥貯留施設電気設備は質問番号10と同様に、脱水機棟中央監視操作室にて操作が出来る事を前提に、監視制御装置の設置場所は、任意に計画させていただきたい。また既設電気設備との通信について既設電気メーカーのみが対応可能となり、業者選定に著しく制限がかかり、入札参加が出来なくなります。ついては、既設電気設備については設計協力に留めていただきたい。	新設機器の設置が発生する場合は、受注後に発注者と設置場所について協議するものとします。また、脱水・汚泥貯留施設の電気設備設計については、管理番号096を参照願います。
098	要求水準書(案)	49	II	5	5	(1)	一般事項	「基礎は、基礎床版および基礎杭を範囲とし、その工種区分について、建築物は建築区分、建築物以外は土木区分とする。」とありますが、建築物は、地上部及び地下部に限らず、建築基準法に基づく構造設計（構造計算）にて設計を行なうことによろしいでしょうか。また、プラント設備機械基礎についても、建築物と同様に建築区分として構造設計（構造計算）するものとの理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	建築物は地上部及び地下部に限らず建築基準法に基づく構造設計にて設計とします。プラント設備機械基礎については土木設計となります。ただし、設備架台の高さが8mを超える場合は工作物申請の対象となるため、詳細設計時には基礎構造も含めて茨木市都市整備部審査指導課と協議する必要があります。
099	要求水準書(案)	49 89	II	5	5	(2)	③ 本施設周辺の外構	「建築物屋根 および 計画用地内の雨水 を適切に排水できるよう、排水勾配の設定や枡・側溝の設置等、適切に計画すること。外灯は、既設外灯の配置と新設構造物の形状・配置を考慮し、通行に支障がないように必要な外灯の設置を計画すること。」とありますが、既存外構との取り合い（雨水排水、舗装、外灯等）を検討する為、プラント排水取合点の排水柵を含め、既存外構関係図面をご提示願います。	参考図書の閲覧及び借用については入札公告時に示します。
100	要求水準書(案)	53	II	6	6	2)	試運転	「受注者は、試運転及び性能試験の要領を記載した試運転計画書及び性能試験計画書を作成し、発注者の確認を受けた上で、自らの費用負担により試運転計画書に従い、本施設の試運転を開始する。試運転の期間は、次に規定する性能試験を含め、1ヶ月程度とする。」とありますが、受注者が試運転に必要なと考える期間が1ヶ月を超える場合は、設計建設業務完了期限の令和9年6月30日を遵守する限り、1ヶ月以上の期間を確保してもよろしいでしょうか。	試運転の期間は要求水準書に記載のとおり、1か月程度を予定していますが、内容や期間を変更する場合は受注後に発注者と協議するものとします。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
101	要求水準書(案)	53	II	6	6	2)		試運転	「受注者は、試運転及び性能試験の要領を記載した試運転計画書及び性能試験計画書を作成し、発注者の確認を受けた上で、自らの費用負担により試運転計画書に従い、本施設の試運転を開始する。試運転の期間は、次に規定する性能試験を含め、1ヶ月程度とする。」とありますが、「設計建設業務」から「運転管理業務」へと円滑に移行するためには、試運転期間内に受注者側から運転管理業者殿に対して、運転方法の教育および運転操作の指導を行うことが不可欠と考えております。弊社ではこの期間として3か月程度必要と考えておりますが、運転管理側の受注者殿と協議させて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	管理番号100を参照願います。
102	要求水準書(案)	53	II	6	6	2)		試運転	「焼却灰の処分先は「フェニックス」を予定しており、受入審査に3～4週間かかることを考慮すること」とありますが、その間発生する灰は、中央水みらいセンターの敷地内に脱着コンテナ（バツカン）を数台設置し、飛散しない状態で保管する方法でよろしいでしょうか。	受入審査中は飛散しない状態で保管してください。方法と期間については、受注後に発注者と協議するものとします。
103	要求水準書(案)	55	III	2	2	2.1.2		電気設備点検整備委託	「安威川流域下水道 中央水みらいセンター外 運転業務の特記仕様書」第12条に当該業務に必要な資格者として、「BT主任技術者」が記載されています。「安威川流域下水道 中央水みらいセンター 汚泥処理施設包括管理事業（設計・建設・維持管理）」において、設置する機器がBT主任技術者の配置を要する対象の場合、運転管理業務に在籍するBT主任技術者が従事するとの理解でよろしいでしょうか。「安威川流域下水道 中央水みらいセンター 汚泥処理施設包括管理事業（設計・建設・維持管理）」の要求水準書案P55では、「電気主任技術者は発注者の方で配置するため、」とあり、電気主任技術者の他に、BT主任技術者が必要な場合においても発注者側で配置していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	要求水準書(案)別紙	66～70	-	-	-	-	-	別紙3 既設機一覧表	各撤去機器の重量や姿図等の既設図面・資料をご提示願います。	重量については既設図書から受注者にて確認をお願いします。参考図書の閲覧及び借用については入札公告時に示します。
105	要求水準書(案)別紙	66～70						別紙3 既設機一覧表	「主要機器一覧表」を提示いただいておりますが、既設機器の撤去等により発生した廃棄物や有価物は、自由処分の扱いでよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりですが、法令を遵守し適正に処分してください。
106	要求水準書(案)別紙	83～93						別紙6 既存設備との取り合い	既存施設間の埋設配管や架空配管・配線、管廊等の既設図面等をご提示願います。	参考図書の閲覧及び借用については入札公告時に示します。
107	要求水準書(案)別紙	83～93						別紙6 既存設備との取り合い	既設外部汚泥搬出設備の寸法を把握できる図面をご提示願います。	参考図書の閲覧及び借用については入札公告時に示します。
108	要求水準書(案)別紙	102						別紙7 新炉建設予定地 残置杭図（参考図）	新炉建設予定地の寸法を把握できる図面をご提示願います。	参考図書の閲覧及び借用については入札公告時に示します。
109	実施方針	3	第1	7	(1)	3)		物価変動による改定（設計建設業務）	物価変動による改定は行うものとする。との記載がありますが、詳細は入札公告時に提示されるとの理解でよろしいでしょうか。設計建設業務に係る対価では、機器費を含めた設計建設費全体が改定できる条件にさせていただきたく願います。また、改定に用いる指標も明示させていただきたく願います。	詳細については入札公告時に示します。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
110	実施方針	3	第1	7	(2)			物価変動による改定（点検整備業務）	点検整備業務の物価変動による改定についての詳細は入札公告時に提示されるとの理解でよろしいでしょうか。点検整備業務は入札から約4年後の開始であり、10年9ヶ月にわたる業務です。入札時に最大約15年後の物価水準を見込むことは困難であり、発注者および受注者とも物価変動による損得がなるべく発生しない条件にさせていただきたく願います。点検整備業務開始初年度分からの改定と、その後毎年改定が可能となることを希望します。また、改定に用いる指標も明示させていただきたく願います。	詳細については入札公告時に示します。
111	実施方針	3	第1	7	(2)			点検整備業務の対価の支払い	「エ 関係法令に係る各種届出」とありますが、提案内容により必要な届出等を指すとの理解でよろしいでしょうか。	点検整備業務を遂行するにあたり必要となる届出全般を指します。
112	実施方針	4	第2	2				選定の手順及びスケジュール	令和5年7月下旬に「要求水準書、契約書等に関する質問回答」とありますが、要求水準書の質問回答については、技術提案書提出前にもご回答いただけるとの理解でよろしいでしょうか。技術提案に係わる内容であるため、随時回答を要望致します。	質問には随時回答する予定です。
113	実施方針	4	第2	2				選定の手順及びスケジュール	予定価格の公表は入札公告時にあるとの理解でよろしいでしょうか。入札公告時に予定価格が公表されない場合は、公表方法や価格に関する開示スケジュールなどご教示いただけませんか。	第1文は管理番号033を参照願います。第2文は管理番号023を参照願います。
114	実施方針	6	第2	3	(9)			技術提案書の受付	技術提案書の提出時に、見積書等の金額の提示は不要との理解でよろしいでしょうか。	管理番号003を参照願います。
115	実施方針	6	第2	3	(11)			技術提案の採否項目の通知	「技術提案の採否項目の通知」とありますが、採否の判断はどのようになされるのでしょうか。要求水準を満たしていても否となる場合があるのでしょうか。	詳細については入札公告時に示します。
116	実施方針	6	第2	3	(13)			入札の取り止め等	「競争性が担保されてないと認められる場合」とは、どのような場合を想定されているかご教示願います。1社（又は1グループ）応札は有効となりますでしょうか。	実施方針のとおりです。
117	実施方針	7	第2	4	(1)	ケ		乙型共同企業体での契約	SPCは焼却炉機械設備工事については構成企業以外の者と契約を締結してはならない。との記載がありますが、例えば構成企業が機械電気工事を担い、土木建築工事を構成企業以外が担う乙型共同企業体とSPCが契約することは可能との理解でよろしいでしょうか。	乙型共同企業体の協定書等において、焼却炉機械設備工事を構成企業が担うことが明記されており、業務分担が確認できることが条件となります。
118	実施方針	8	第2	4	(3)	1)		事業総括責任者	事業総括責任者は、事業期間中の途中交代は可能との理解でよろしいでしょうか。	管理番号031を参照願います。
119	実施方針別紙	20	別紙2					物価変動リスク	※1にて「一定の基準に達した場合」とありますが、一定の基準の指標と調整方法についてご教示願います。	詳細については入札公告時に示します。
120	実施方針別紙	21	別紙2					不可抗力リスク（設計段階）	※2にて「一定の割合までは受注者が負担」とありますが、一定の割合について具体的にご教示願います。	詳細については入札公告時に示します。
121	実施方針別紙	21	別紙2					不可抗力リスク（建設段階）	※2にて「一定の割合までは受注者が負担」とありますが、一定の割合について具体的にご教示願います。	詳細については入札公告時に示します。
122	実施方針別紙	27	別紙5	3	(1)	1)		契約金額の減額措置	本事業は、運転管理が事業対象外であり、運転不具合等により処理性能未達となる場合も多く考えられます。その帰責の証明・判断は難しく、本事業で事業者に過度な負担となる事が懸念されます。具体的な判断について、ご教示願います。	受注者の提示する取扱説明書のとおり運転を行った上で起こった処理性能未達については、減額措置の対象とします。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
123	実施方案別紙	27	別紙5	3	(1)	2)	②	施設健全度	業務最終年度に実施される施設の健全診断の結果～とありますが、施設健全度診断の具体的診断方法および健全度判断はどのような基準となりますでしょうか。	要求水準書（案）P.57の「(2) 業務期間終了時の施設の状態」を参照願います。
124	要求水準書（案）	1	I	2	2			事業期間・スケジュール（予定）	脱水設備はP36 2.7.1 ②にて工事完了前に更新脱水機の試運転完了が条件となり、部分引き渡しとなると想定されます。その場合、点検整備業務期間の変更はないとの理解でよろしいでしょうか。	管理番号025を参照願います。
125	要求水準書（案）	2	I	2	3	2.5.1	(2)	脱水施設にかかる設計建設業務	「脱水機棟内において脱水施設の機械設備の設計建設業務及び電気設備の設計業務」とありますが、更新する脱水設備は脱水機棟内に配置しなければならないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、各施設の設置場所の制限等については、各種条件を踏まえ効率的な提案となるよう考慮し、実施方針等の変更については、公告までにホームページにて公表する予定です。
126	要求水準書（案）	2	I	2	3	2.5.2		点検整備業務範囲（電気）	脱水施設と貯留施設の電気設備点検整備業務は、本事業範囲に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）P.63の別紙1を参照願います。
127	要求水準書（案）	2	I	2	3	2.5.2		点検整備業務範囲（土木建築等）	土木建築設備および建築設備（機械・電気）の点検整備業務は、本事業範囲に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）P.63の別紙1を参照願います。
128	要求水準書（案）	11	II	1	1			対象施設の規模	脱水設備規模975kg-DS/時とありますが、予備機の考え方については事業者提案という理解で宜しいでしょうか。	本事業で設置する脱水施設の運転期間中は既設脱水機2台のうち1台が予備機となります。
129	要求水準書（案）	11	II	1	1	1.3.1		焼却炉施設の形式	「下水道事業におけるエネルギー効率化に優れた技術の導入について（平成29.9.15国水事第38号）に示される性能を満足すること。」とございますが、評価試算する汚泥性状は通知内で評価している未消化の含水率76%、有機分80%と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書（案）P.12の「(2) 脱水ケーキ（焼却炉施設設計条件）」の代表値としてください。
130	要求水準書（案）	12	II	1	1	(2)		処理対象汚泥	(2)脱水ケーキ（焼却炉施設設計条件）にて設備設計を行います。技術提案項目に燃費等のユーティリティ使用量がある場合においては事業者提案による脱水ケーキ含水率等を採用して良いという理解で宜しいでしょうか。	技術提案項目に関する質問については、現時点ではご回答できません。
131	要求水準書（案）	17	II	1	2			環境負荷低減	今回事業において、各設備の電力消費量や燃料使用量以外に、脱水施設で使用する薬品（高分子凝集剤等）や焼却炉施設で使用する薬品（苛性ソーダ等）も温室効果ガス排出量に影響し、提案する技術により使用量が異なると認識しています。各設備にて使用する全てのユーティリティ量を技術評価対象とすることで、環境負荷低減や経済性の優れた提案を評価して頂きたくご検討お願い致します。	ご意見として承ります。
132	要求水準書（案）	19	II	2	2	1)		事前調査	受注後、事業者にて現地調査を行いますが、既存土質調査結果と結果が異なり追加費用が必要となった場合には要求水準書（案）別紙リスク分担表より貴市負担と考えて宜しいでしょうか。	実施方針別紙P.20の「地盤・地質リスク」に記載のとおりとします。
133	要求水準書（案）	21	II	2	2	2.4.1	(5)	施工管理	「受注者は、中央水みらいセンター内において発注者が行う維持管理業務に支障がないように協力すること。特に、本工事の対象予定地周囲の場内道路は、維持管理上、重要な道路となっているので、施工時には必要に応じて迂回路を設けるなど、車両の通行等に支障がないように計画すること。」とございますが、維持管理上の車両ルート及び頻度や時期をご教示いただけませんか。	場内道路の通行については、受注後に発注者と協議するものとします。
134	要求水準書（案）	21	II	2	2	2.4.1	(5)	施工管理	構造物取壊し殻およびスクラップの処分は自由処分となりますでしょうか。	ご理解のとおりですが、法令を遵守し適正に処分してください。
135	要求水準書（案）	21	II	2	2	2.4.1	(5)	施工管理	焼却炉施設事業用地での工事では、現地工事にて重機を設置した通行止め作業が発生します。施設事業用地の南北道路は一方が通行可能な状態であれば、もう一方を通行止めとして作業を行うことは可能でしょうか。	管理番号133を参照願います。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
136	要求水準書(案)	21	Ⅱ	2	2	2.4.1	(5)	施工管理	当該工事の工事車両が場内道路を通行する際は、工事用門に交通整理員を配置すること。とありますが、作業員及び職員の通勤車両は該当しないとの理解でしょうか。	ご理解のとおりです。
137	要求水準書(案)	23	Ⅱ	2	2	2.4.1	(12)	4週8休の取得について	試運転調整時については、実負荷試験等は連続試験となるため該当しないという理解で宜しいでしょうか。	総合試運転調整については対象外とします。
138	要求水準書(案)	29	Ⅱ	2	3	2.5.1	(1)	モニタリング方法	「発注者は必要と認めた場合は、施工状況の確認のため現地における確認を行うものとする。」とありますが、一般的な大阪府発注の請負工事と同様の現地施工立会を行われるでしょうか。また、使用材料、機器類等の現地搬入立会は実施されるでしょうか。	受注後に発注者と協議するものとします。
139	要求水準書(案)	30	Ⅱ	2	3	2.5.1	(2)	各提出書類	⑧試運転報告書及び性能試験報告書：各試験完了時 となっておりますが、試運転完了後の分析結果入手まで1か月強の時間を有するため、分析結果入手までが各試験完了時と解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	要求水準書(案)	32	Ⅱ	2	3	2)		脱水ケーキの取り合い条件	既設1号焼却炉定量フィーダの投入部改造等について本事業にて対応致しますが、停止可能期間についてご教示ください。	既設1号焼却炉の停止可能期間は約2か月間です。
141	要求水準書(案)	32	Ⅱ	2	3	2)		脱水ケーキの取り合い条件	「設置する脱水機で処理された脱水ケーキは～及び既設の脱水ケーキ圧送配管に接続すること。」とありますが、新旧脱水機をコンベヤで融通できるようにして、新旧いずれの汚泥配管にも移送する等、「ケーキ圧送配管に接続」が必ずしも配管による接続である必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	各焼却炉施設及び汚泥貯留施設への脱水ケーキの供給が可能となるように切替が可能であれば、必ずしも配管による接続である必要はありません。
142	要求水準書(案)	32	Ⅱ	2	3	2)		脱水ケーキの取り合い条件	新旧脱水機から新旧焼却炉および汚泥貯留設備、汚泥貯留設備から新旧焼却炉へのルートを構築していることから、各設備および汚泥搬送ルートについて、既設との相互融通が必須条件との理解で宜しいでしょうか。また、実際の運用についても相互融通を前提とした運用になるとの理解で宜しいでしょうか。	第1文、第2文ともにご理解のとおりです。
143	要求水準書(案)	33	Ⅱ	2	3	4)		工水に関する条件	工水の供給能力が最大37m ³ /日と記載がありますが、この最大能力は今回設備で供給可能な水量を示していると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	要求水準書(案)	33	Ⅱ	2	3	5)		再利用水に関する条件	本事業にて使用する水量が脱水機棟処理水槽の既設供給設備からの給水で足りない場合、乾燥機棟処理水槽に新たな給水設備の設置が必要との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
145	要求水準書(案)	35	Ⅱ	2	3	8)		排水に関する条件	表Ⅱ-21 排水取り合い条件内の項目「排水水質」について、「下水道への排水基準を超過しないこと」とありますが、排煙処理に使用する水量節約のため排水温度は対象外としていただけますでしょうか。	排水温度は対象外とします。
146	要求水準書(案)	35	Ⅱ	2	3	8)		排水に関する条件	表Ⅱ-21 排水取り合い条件内の項目「排水接続先」について、「③汚泥貯留施設・脱水機棟 排水集合配管～」と記載がございますが、汚泥貯留施設の雨水排水の接続は不要でしょうか。必要な場合、接続先の提示をお願い致します。	要求水準書(案)に記載のとおり、プラント排水に施設内雨水を含みます。
147	要求水準書(案)	36	Ⅱ	2	3	12)		外部汚泥受入の取り合い条件	「又は外部汚泥受入施設内において既設のB系ケーキ受入れホップ及びB系ケーキ移送ポンプを撤去・更新することも可能とする」とありますが、撤去・更新するにあたり別途受入施設を仮設するなどの制約は無いとの理解でよろしいでしょうか。また、具体的なB系ケーキ受入施設の運用方法について提示願います。	仮設などの代替機能を確保する必要はありませんが、汚泥受入施設は、非常時における汚泥受入・貯留施設であることから、必要最低限の施工期間となるように計画ください。また、運用方法としては、他処理場等の緊急時に受け入れる予定をしています。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
148	要求水準書(案)	35	II	2	3	9)	①	脱臭に関する条件	P42 6) 外部汚泥受入貯留設備 ii. ③にて「発生した臭気を収集し、既設脱臭ダクトに接続すること。」とあります。一方でP35 9) 脱臭に関する条件 ①にて「本事業において新たに発生する臭気は、脱水機棟内の既存脱臭ダクトに接続とする。ただし、外部汚泥受入施設で発生する臭気は、1号焼却炉の脱臭ダクトにも接続とする」とあります。既設脱臭ダクトにのみ接続すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	要求水準書(案)	36	II	2	3	12)		外部汚泥受入の取り合い条件	既設B系汚泥受入施設関連の平断面図や機器図等の資料をご提供いただけますでしょうか。	参考図書の閲覧及び借用については入札公告時に示します。
150	要求水準書(案)	36	II	2	3	2.7.1	③	機械設備に関する条件	「2号焼却炉施設の供用開始までは、常時2か所から～」と記載がございますが、本事業における汚泥貯留設備運用開始までは既設設備を含めて2か所の外部搬出を確保すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	要求水準書(案)	36	II	2	3	2.7.1	③,④	機械設備に関する条件	汚泥貯留設備の工事期間中もトラックスケールが使用できる状態を確保する必要があると理解しております。しかし、工事安全性の確保のため下記をご教示いただけませんか。事業敷地外への移設は可能でしょうか。①が不可の場合、仮設トラックスケールを設置し代替できるとの理解でよろしいでしょうか。（設置場所は協議いただけますでしょうか。）	事業敷地外への移設は可能ですが、移設場所については、受注後に発注者と協議するものとします。
152	要求水準書(案)	36	II	2	3			既存施設の撤去・改築等に関する条件	既設脱水機棟において、改築範囲の床面仕上げ（防塵塗装など）は事業者判断との理解でよろしいでしょうか。	受注後に発注者と協議するものとします。
153	要求水準書(案)	36	II	3	2.7.2			建築に関する条件	「～既存建築躯体への影響を確認すること。常時にかかる荷重に対して建築基準法に基づき許容応力度計算により安全性を確認し、～」とあります。確認のため、設計書や構造計算書など検討に必要な資料をご提供いただけますでしょうか。	参考図書の閲覧及び借用については入札公告時に示します。
154	要求水準書(案)	38	II	3	3	2)	③	将来しき・沈砂混焼への対応	将来のしき・沈砂に関連する貯留設備・搬送設備は本事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
155	要求水準書(案)	38	II	3	3	4)	③	廃熱回収設備	発電設備を設ける場合について、必要となる有資格者の配置は、発注者で配置するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
156	要求水準書(案)	39	II	3	3	8)		脱臭設備	脱臭設備を設計するための臭気成分の提供をお願い致します。	以下のとおりとします。 硫化水素：30 ppm メチルメルカプタン：3 ppm 硫化メチル：0.4 ppm 二硫化メチル：0.4 ppm アンモニア：2 ppm 臭気濃度：100,000 ppm
157	要求水準書(案)	39	II	3	3	8)		脱臭設備	既設1号焼却炉の機械設備・電気設備の改造が必要になると推察致します。上記については、貴府にて各メーカーに別途発注頂けるという理解で宜しいでしょうか。（脱臭配管接続に伴う既設制御の改造等）	ご理解のとおりです。
158	要求水準書(案)	41	II	3	3	2)	(ウ)②	汚泥供給設備	「既存の汚泥供給ポンプを予備機として使用することも可能とする」とあります。既設ポンプが流用可能か確認するため、ポンプの仕様および既設スクリーンプレス脱水機1台当たりの各供給量（通常運転時の使用量：薬注率〇%程度で運転、洗浄は〇L/min/回、1日〇回など）をご教示いただけますでしょうか。	既存の汚泥供給ポンプの仕様は吐出量13.1～39.3m ³ /h、薬注率は0.6～1.0%程度で運転、洗浄は5m ³ /回、5時間毎の洗浄です。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項・意見	回答
159	要求水準書(案)	41	II	3	3	3)	(ウ)③ 薬品注入設備	「既存の薬品供給ポンプを予備機として運用することも可能とする」とあります。既設ポンプが流用可能か確認するため、ポンプの仕様および既設スクリーンプレス脱水機1台当たりの各供給量（通常運転時の使用量：薬注率〇%程度で運転、洗浄は〇L/mi n/回、1日〇回など）をご教示いただけますでしょうか。	既存の薬品供給ポンプの仕様は吐出量37～114L/分、薬注率は0.8%程度で運転しています。
160	要求水準書(案)	41	II	3	3	4)	(ウ)② 脱水機洗浄設備	「既存の薬品供給ポンプを予備機として使用することも可能とする」とありますが、これは「既存の洗浄ポンプ」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	要求水準書(案)	41	II	3	3	4)	(ウ)② 脱水機洗浄設備	既設洗浄ポンプが流用可能か確認するため、ポンプの仕様および既設スクリーンプレス脱水機1台当たりの各供給量（通常運転時の使用量：薬注率〇%程度で運転、洗浄は〇L/mi n/回、1日〇回など）をご教示いただけますでしょうか。	既存の脱水機洗浄水ポンプの仕様は吐出量0.23m³/分、1日4～5回洗浄しています。
162	要求水準書(案)	43	II	3	3	1)	(ウ)③ 脱水ケーキ受入・貯留施設	「貯留施設は、施設の点検整備において、使用不可にならないよう複数構成とし、汚泥貯留有効容量500m³以上を常時稼働」とありますが、それぞれが独立した貯留施設が2基以上必要であるとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりです。
163	要求水準書(案)	43	II	3	3	1)	(ウ)④ 脱水ケーキ受入・貯留施設	「汚泥の腐敗による性状悪化を避けるため、貯留施設内で汚泥が長期間滞留することがないように受入・排出ができる構造」とは、貯留された汚泥が入れ換わる構造（デッドスペースが生じない構造）との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	要求水準書(案)	46	II	4	4	4.1.1	受変電設備	「上位側の別途工事範囲は発注者にて設計（機能増設機器仕様書作成のみ）・施工を行う範囲である」と記載されていますが、「上位側」の範囲について、今回工事との責任分界点を確認したいため、明示いただけますでしょうか。	既設配電盤類への改造・機能増設は別途工事範囲とします。それ以外は今回業務範囲とします。
165	要求水準書(案)	46	II	4	4	4.1.2	自家発電設備	必要な負荷電力を供給できることを事業にて確認致しますが、既設設備への供給電力量について条件が記載されておりません。今回新設する設備用に使用できる自家発電容量をご提示頂けないでしょうか。	管理番号020を参照願います。
166	要求水準書(案)	47	II	4	4	4.1.4	(2)1)③ 監視制御方式	2号炉施設用の監視制御設備を追加しても既設無停電電源装置の容量が足りるか確認したいため、既設無停電電源の容量および使用負荷容量をご教示下さい。	管理番号021を参照願います。
167	要求水準書(案)	49	II	5	5	(2)	③ 本施設周辺の外溝	「建築物屋根および計画用地内の雨水を適切に排水できるよう、排水勾配の設定や桝・側溝の設置等、適切に計画すること。」とありますが雨水の取り扱いについてご教示願います。	要求水準書(案) P.35の「8」排水に関する条件」を参照願います。
168	要求水準書(案)	48	II	4	4.1.	4.1.5	(1) 計測機器	既設設備同様に以下については設備の構造上、計量法に準じた設備とすることは難しいと考えます。対象外との理解で宜しいでしょうか。○汚泥の受入量・処理量○再利用水使用量、汚水排水量、汚水排水水率(水温等)	ご理解のとおりです。
169	要求水準書(案)	49	II	5	5	(1)	一般事項	「撤去する既設杭は施工精度（偏心量、傾斜）、杭径を考慮した上で選定すること」とありますが、撤去不可の杭は存在しない・事業者任意で杭の撤去可否の選定を行えるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	要求水準書(案)	49	II	5	5	(1)	一般事項	「建築物は建築区分、建築物以外は土木区分」とありますが、例えば、基礎と一体となった建築物の場合は「下水道施設の耐震対策指針と解説」による「構造形の分類図」におけるV類とし（建築構造物）、また、床版の上に設備架構が取り付け場合、床版以深を土木区分、設備架構を建築区分（IV-2＝複合構造物）と解してよろしいですか。	管理番号098を参照願います。
171	要求水準書(案)	49	II	5	5	(2)	③ 本施設周辺の外溝	浸水想定等による計画地盤高の指定はありますか。	特にありません。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項・意見	回答
172	要求水準書(案)	52	II	5	5	(2)	① 幹線設備	「幹線設備は～供給を受けるものとする」とありますが、建築動力用・建築電灯用の主遮断器は既設配電盤内を改造し新規設置、建築電気設備にて設置する動力制御盤・照明分電盤は新規設置として、共に本工事に含むとの理解で良いですか。	管理番号164を参照願います。
173	要求水準書(案)	57	III	2	2	2.3.3	点検整備業務に伴い発生した廃棄物	点検整備業務に伴い発生した廃棄物は、指定場所へ運搬仮置となっておりますが、この廃棄物の処分は本事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	要求水準書(案)別紙	63	別紙1				※8 定期的に交換が必要となるもの	「珪砂」と記載がございますが、定期修繕の時に必要な「珪砂」のみ対象との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
175	要求水準書(案)	63	別紙1				※2 事業範囲区分表	脱水施設、汚泥貯留施設に関して「電気設備の機能増設機器仕様書の作成は発注者が行うため、対象外とする」と記載されていますが、機能増設の範囲について、今回設計範囲との責任分界点を確認したいため、明示いただけますでしょうか。	機能増設の範囲については、受注後に発注者と協議するものとします。
176	要求水準書(案)	63	別紙1				事業範囲区分表	焼却炉施設と、その他の施設（新設脱水、既設脱水、汚泥貯留施設、新設外部汚泥受入・搬出設備、既設外部汚泥受入・搬出設備）の間で信号の授受があるでしょうか。ある場合、信号ケーブルの施工の所掌区分を明示いただけますでしょうか。例えば、焼却施設の信号により脱水施設の機器をインターロック停止させる等の信号の授受について想定しております。	信号ケーブルの施工は本事業範囲とします。
177	要求水準書(案)	64	別紙2				処理フロー	No.3ケーキ搬送コンベヤの撤去の際、コンベヤフレームからサポートされている撤去対象外の脱臭配管・給水配管がある場合はコンベヤフレームと共に撤去対象外との理解でよろしいでしょうか。	受注後に発注者と協議するものとします。
178	要求水準書(案)	65	別紙2				処理フロー	処理フロー記載の配管の分岐・接続箇所などは参考と考え、処理フロー通りでなくとも問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	要求水準書(案)別紙	66	別紙3				撤去	撤去に関わる重量の提供をお願い致します。	管理番号104を参照願います。
180	要求水準書(案)別紙	67	別紙3				(2) 外部汚泥受入設備	※「外部汚泥受入貯留設備および外部受入移送設備を、外部汚泥受入施設内に設置する場合は、撤去・更新とする。」とありますが、例えば焼却設備内、貯留設備に設置または貴府指定の場所に設置する場合には撤去不要という理解で宜しいでしょうか。	既設外部汚泥受入施設以外の場所に設置する場合は撤去不要です。
181	要求水準書(案)別紙	74	別紙4	2	(2)		脱水汚泥固形物量	例年10月11月に既設スクリーンプレス脱水機からの発生ケーキ量が少ない傾向から、定期点検を実施しているものと推察します。本工事完了後も同様と考え、既設スクリーンプレス脱水機停止期間中は今回脱水機にて全量脱水処理できる仕様とする理解でよろしいでしょうか。	管理番号128を参照願います。
182	要求水準書(案)	83	別紙6					2号焼却炉電気室の南側（2号焼却炉建設予定地）に電気用のハンドホールがありますが、床板内に埋設ケーブルがある場合、本工事着工前に別途工事にてケーブルの迂回工事が完了しているとの認識でよろしいでしょうか。	ケーブルの迂回は本事業範囲とします。
183	要求水準書(案)	83	別紙6					汚泥貯留施設事業用地にトラックスケールがありますが、このトラックスケール現場盤の一次側配線ルートが分かる図面および供給元の盤図面をご提示頂けますでしょうか。	参考図書の閲覧及び借用については入札公告時に示します。
184	要求水準書(案)	83	別紙6				既設設備との取り合い	既設設備との取り合い点における設備切替工事では、それぞれ設備停止による工事が想定されます。各取り合い箇所におけるベルトプレス脱水機設備以外の設備停止可能時間を提示頂けないでしょうか。（上水・処理水・工水・都市ガス・圧縮空気・脱臭ダクトに関する設備）	受注後に発注者と協議するものとします。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項・意見	回答
185	要求水準書(案)	89	別紙6	7			ユーティリティ 取り合い③（焼却炉施設周り：上水、再利用水、プラント排水、都市ガス）	既設脱水施設および既設外部汚泥受入施設の機器の一次側配線ルートおよび盤の図面をご提示頂けますでしょうか。	参考図書の閲覧及び借用については入札公告時に示します。
186	要求水準書(案)	89	別紙6	7			ユーティリティ 取り合い③（焼却炉施設周り：上水、再利用水、プラント排水、都市ガス）	排水の取り合い箇所について、排水柵が2つ見受けられますが、使い分けはあるのでしょうか。	特にありません。
187	要求水準書(案)	97	別紙6	12			焼却炉棟2階電気室配置図	「㊸2号燃焼制御盤(SPC2)」が別途工事所掌となっておりますが、今回工事に含むとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。